

令和7年8月豪雨により被災された皆様へ

修理を依頼する前にちょっとお待ちください！

被災した住宅の修理を支援する応急修理制度があります！

○災害救助法に基づく「住宅の応急修理」とは

災害のため住家被害を受けた世帯に対し、日常生活に必要不可欠な最小限度の部分について、市町が応急的な修理を行い（市町が業者に依頼し、修理費用を市町村が直接業者に支払う）、元の住家に引き続き住むことができるようになります。

○対象者（いずれにも該当）

- 1 「大規模半壊」、「中規模半壊」の住家被害を受けた世帯又は、「半壊」若しくは「準半壊」の住家被害を受け、自らの資力では応急修理をすることができない世帯。
- 2 そのままでは住むことができない（日常生活に不可欠な部分に被害がある）状態にあること。
- 3 応急修理を行うことで被害を受けた住宅での生活が可能と見込まれること。

※全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、住宅の応急修理の対象とはなりませんが、応急修理を実施することにより居住が可能である場合は対象になります。

○基準額

1 世帯あたりの限度額は以下のとおりです。

（1）全壊、大規模半壊、中規模半壊、又は半壊の被害を受けた世帯

739,000 円以内（消費税込み）

（2）準半壊の被害を受けた世帯

358,000 円以内（消費税込み）

※ 1 同じ住宅に 2 以上の世帯が同居している場合は 1 世帯当たりの額以内になります。

○応急修理の範囲

屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所です。

- (1) 今回の災害と直接関係ある修理のみが対象となります。
- (2) 内装に関するものは原則として対象となりません。
- (3) 家電製品は対象外です。

※別紙1の「住宅の応急修理にかかる工事例」を参照してください。

○手続きの流れ

被災された下記市町の窓口でお申込みください。

※別紙2の「図1 住宅の応急修理の手続き及び流れ」を参照してください。

○申込時に提出していただく書類

- (1) 住宅の応急修理申込書
- (2) 住宅の被害状況に関する申出書
- (3) り災証明書
- (4) 施工前の被害状況が分かる写真**
- (5) 修理見積書
- (6) その他市町村が求める書類

修理業者に代金を支払ってしまうとこの制度は利用できません。事前に下記の窓口にご相談ください！！

カメラがない場合は、スマホで構いません。必ず修理前の写真を撮影してください！！
(別紙2裏面をご参照ください。)

○応急修理期間中における応急仮設住宅（賃貸型応急住宅）等の使用

応急修理期間中に賃貸型応急住宅等を使用することができます。

- (1) 対象者は、応急修理の期間が1ヶ月を超えると見込まれる方であって、半壊以上で自らの住居に居住できず、他の住まいの確保が困難な方となります。
- (2) 賃貸型応急住宅の入居期間は原則6ヶ月とし、応急修理が完了した場合は速やかに退去する必要があります。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合はこの限りではありません。

※手続きについては、被災された市町村の賃貸型応急住宅等の窓口でご相談ください。

○借家の取扱い

借家は一般的にはその借家の所有者・管理者が修理を行うこととなります。

借家であっても、所有者が修理を行えず、かつ、居住者の資力をもってしては修理できないために現に居住する場所を確保できない場合は、所有者の同意を得て応急修理を行うことができる場合がありますので被災された市町にご相談ください。

※この場合、所有者・管理者に資力がないことを証する資料等が必要になります。

○申込期限と工事の完了期限

この制度の申込期限は以下のとおりです。

(1) 申込期限：令和8年（2026年）4月30日（木）（熊本市を除く）

また、工事完了期限がありますので、被災された市町の窓口でご確認ください。

※なお、上記の期限に間に合わない場合は、市町の窓口にご相談ください。

○対象市町

この制度の対象となる市町は、災害救助法の適用を受けた以下11市町です。熊本市、八代市、玉名市、上天草市、宇城市、天草市、美里町、玉東町、長洲町、甲佐町、氷川町

【問い合わせ先】

上記の各市町の窓口 または

熊本県健康福祉政策課 地域支え合い支援室

電話：096-333-2819

住宅の応急修理にかかる工事例

1 応急修理の工事例

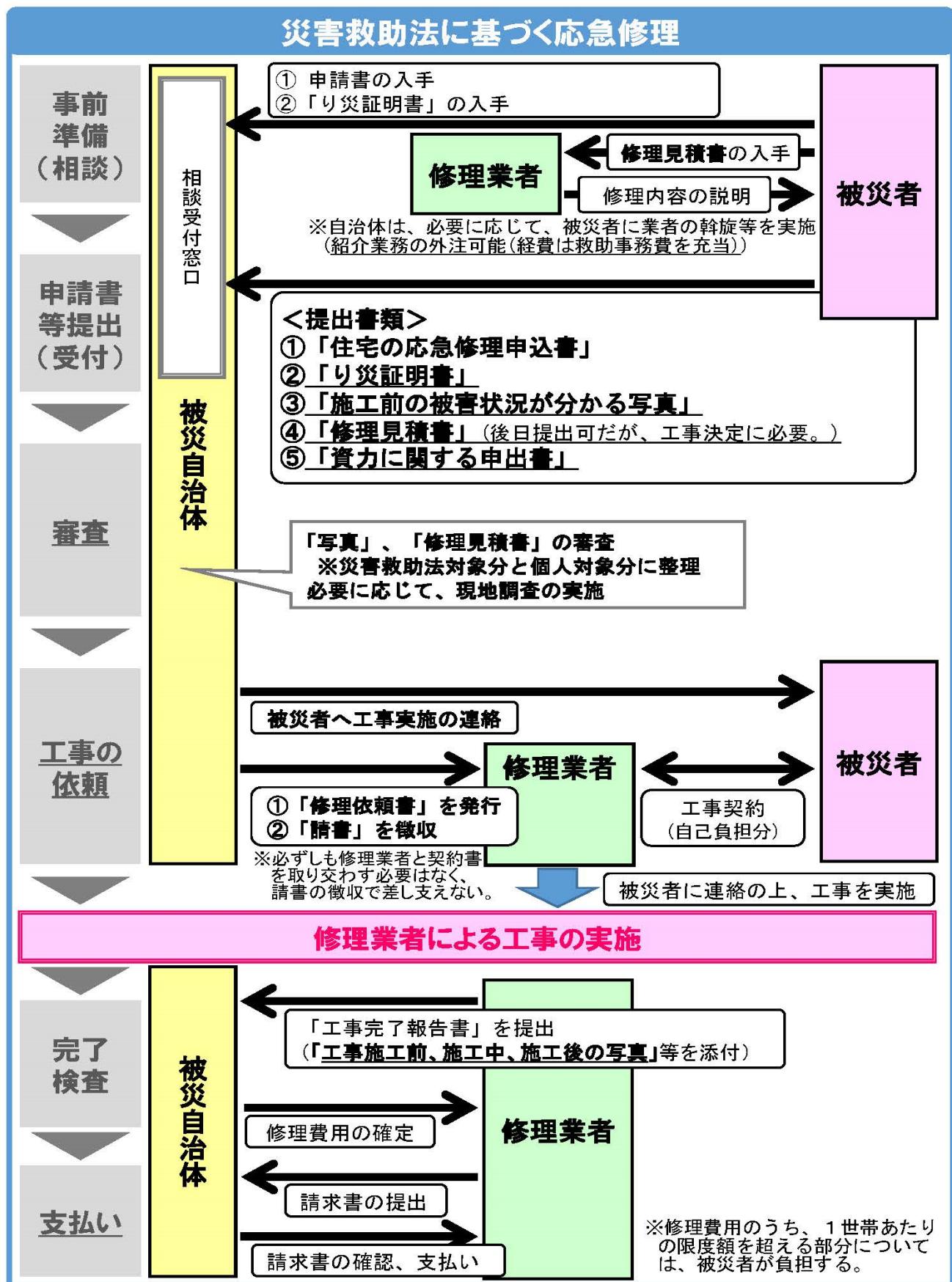
- (1) 壊れた屋根の補修（瓦葺屋根を鋼板葺屋根に変更するなどの屋根瓦材の変更を含む）
- (2) 傾いた柱の家起こし（筋交の取替、耐震合板の打付等の耐震性確保のための措置を伴うものに限る）
- (3) 破損した柱梁等の構造部材の取替
- (4) 浸水した床の補修（床の補修と併せて行わざるを得ない畳の補修を含む。）
- (5) 浸水した壁の補修（土壁を板壁に変更する等の壁材の変更を含む。壁の修理とともに断熱材や壁紙の補修）
- (6) 壊れた基礎の補修（無筋基礎の場合には、鉄筋コンクリートによる耐震補強を含む。）
- (7) 壊れた建具の補修（破損したガラス、アルミサッシ、玄関扉）
- (8) 壊れた給排気設備の取替
- (9) 上下水道配管の水漏れ部分の補修（配管埋め込み部分の壁等のタイルの補修を含む）
- (10) 電気、ガス、電話等の配管の配線の補修（スイッチ、コンセント、プラケット、ガス栓、ジャックを含む）
- (11) 壊れた便器、浴槽等の衛生設備の取替（設備の取替を行う場合は、同等品であれば差し支えない。設備の取替と併せて行わざるを得ない最小限の床、壁の補修を含む。）
- (12) 屋外給湯器（エコキュートやエコジョーズ等同等品への交換）

2 応急修理の基本的考え方

- (1) 台風の被害と直接関係ある修理のみが対象となる。
 - (例) ○壊れた屋根の補修（屋根葺き材の変更は可）
 - 壊れた便器の取り替え（被災前から温水洗浄便座が備わっている場合は修理可。新規設置は、修理ではないため対象外。）
 - 割れたガラスの取り替え（取り替えるガラスはペアガラスでも可）
 - ×古くなった壁紙の貼り替え
 - ×古くなった屋根葺き材の取り替え
- (2) 浸水した内装に関するものは対象として差し支えないが、床や壁の修理と併せて畳等や壁紙の補修が行われる場合については、以下の取扱とする。
 - ・壊れた床の修理と合わせて畳等の補修を実施する場合は、日常生活に必要欠くことのできない部分の破損箇所である場合は対象となる。
 - ・壊れた壁の修理とともに断熱材・壁紙の補修を実施する場合には対象とする。
 - (例) ×単に古くなった畳や壁紙のみの補修（災害に起因しない修理は対象外）

- (3) 畳の部屋を床板の部屋にする等修理の方法は代替措置でも可とする。
(例) ○柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設
- (4) エアコンや食器洗浄機等の家電製品は対象外である。
- (5) 靴箱、収納（床下収納含む）、仏間、床の間は修理の対象外
- (6) 障子や襖の張替えは修理の対象外（水害により、骨組みが破損や反りかえってしまった場合は対象となる。）
- (7) トイレが2箇所以上ある場合で、1個は使用が可能な場合には対象外

図1 住宅の応急修理の手続き及び流れ



災害により住宅に被害を受けた方へ重要なお知らせです。



応急修理制度の利用に当たっては、 被害箇所・修理箇所が分かるよう “写真”を撮影して下さい。

カメラがない場合はスマホで構いません。必ず写真を撮影してください。

住宅の応急修理制度をご活用いただくに当たっては、修理を行う箇所について被害状況が分かるように写真を撮影する必要があります。

撮影に当たっての留意点等は以下のとおりです。

<撮影上の留意点>

(1) 外観（壁、玄関、窓、屋根など）の亀裂、剥がれ、歪みなど

- ✓ 浸水高が分かるようにメジャー等で高さが分かるように撮影しましょう。
メジャー等がない場合は浸水高を指さしして撮影しましょう。
- ✓ 破損状況を箇所別に撮影しましょう。
室外で撮影する際は、逆光による白飛び等や明るさ不足による潰れに注意してください。
また、屋根など撮影に危険が伴う場合は修理業者に依頼してください。

(2) 室内（床板、扉、壁など）のめくれ、反り、腐食、脱落など

- ✓ 被災した部屋ごとの全景写真を撮影しましょう。
片付け等をした後だと被害状況が分かりにくくなってしまいます。事前に撮影しましょう。
室内で撮影する際は、明るさや手ぶれに注意してください。また、フラッシュをたいた場合は光の反射に注意してください。
- ✓ 破損状況を箇所別に撮影しましょう。

(3) 設備（キッチン、トイレ、浴槽、給湯器など）の破損、故障など

- ✓ 破損箇所・故障箇所が分かるように撮影しましょう
- ✓ 設備の型番・形式等が分かる写真も併せて撮影しましょう
応急修理制度は被災前の同等品への修理・交換が対象となります。

<修理業者の方にもお伝えください>

- ✓ 工事の修理中、修理後の写真も必要となります。修理業者に撮影を依頼しましょう。

